

## 意見書案第3号

### 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための支援を求める 意見書

平成28年に制定された「教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)」第8条～第13条で、国及び地方公共団体は「不登校校児童生徒等に対する教育機会の確保等のための措置を講ずること」とされ、現在様々な整備が進められているところであるが、昨今の社会情勢の中でますます不登校児童数が急増している現状に対して、当該児童及びその家庭へのきめ細やかな支援体制が十分に整っているとは言い難く、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保が求められている。

文部科学省の調査によれば、フリースクールの利用料は月3万3千円程度であり、さらにフリースクール等が自宅から離れている家庭にとって、車の送迎代などの通所費用等の負担もかかり、経済的な理由で参加を諦めざるを得ない児童生徒もいる現状を善処する必要がある。

様々な事情により、学校生活になじめずにいる児童生徒にとって、民間のフリースクール等が行う学習活動、教育相談、体験活動等の活動は、社会的自立に向けた学びの場として重要な役割を果たしていることから、すべての子ども達に学習の機会を確保するための経済的支援を含む制度の確立が必要である。

よって、国におかれては、不登校児童生徒に対し、フリースクール等で学ぶための総合的な支援制度の確立を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿	参議院議長 殿	内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿	総務大臣 殿	財務大臣 殿
文部科学大臣 殿		